

2017年 10月 第63号

産業文化通信

JCI産業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行

東京都港区三田 3-4-3 三田第一長岡ビル6階

TEL: 050-3506-1171



長い夏が終わり、ようやく秋らしく清々しい気候になってまいりました。組合員の皆様におかれましては、益々ご清祥の事とお慶び申し上げます。

さて、秋といえば食欲の秋・芸術の秋・スポーツの秋・文化の秋と様々ございます。今年も地域のお祭りや社員旅行に実習生を参加させていただいたとの嬉しいご報告を多数いただきました。

実習生にとりましては、日々の生活全てが（ゴミの分別や買い物、交通ルール、仕事のルール等）まさに異文化体験の連続ではありますが、会社や地域の催し物に参加させていただく事は、さらに印象深く貴重な経験になった事と思います。11月から始まる技能実習新制度では、地域社会との交流や日本文化に触れる機会を企業が実習生に対して行う事を、評価の対象としております。身近な事や小さな事でも構いません（地域の清掃活動や、バザー、防災訓練等）機会がございましたら、是非ご案内よろしくお願いたします。

新規加入組合員ご紹介

新たにJCI産業文化協同組合に2社が組合員として加入されました。よろしくお願いたします。

- （新組合員）
- ・ 東北鉄骨橋梁株式会社 様
 - ・ ムラオ・ヤノビルド株式会社 様 （順不同）

新技能実習生法解説(part3) ~技能実習責任者講習

2017年9月8日、技能実習責任者(各実習生受入企業において、実習生の計画策定や評価その他帳簿類に関して統括管理を行う責任者)等に対する講習を実施する養成講習機関が告示されました。

参照:厚生労働省 HP: <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158734.html>

具体的な講習日程につきましては、まだ公示されておられません。北海道・東北エリア、関東エリア、中部・北陸エリア、近畿エリア、中国エリア、四国エリア、九州エリアの全国7エリアでそれぞれ講習会が行われる予定です。**※技能実習責任者講習は、各受入企業の技能実習責任者が3年に1度必ず受講する事が義務付けられております。**

【技能実習責任者講習の内容】(合計7.0時間)

- ①外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律について(1.0時間)
- ②出入国管理及び難民認定法について(0.5時間)
- ③労働関係法令について(2.0時間)
- ④技能実習指導の行い方(1.0時間)
- ⑤労働災害防止・労働災害時対応について(1.0時間)
- ⑥個人情報の保護の取り扱いに係る技能実習法の遵守と公正な採用選考の推進について(0.25時間)
- ⑦理解度テスト(0.75時間)
- ⑧技能実習生との向き合い方について(0.5時間)

(具体的な日程や申し込み方法が公示されましたら、組合から再度ご連絡致します。)